

論点整理（目指したい姿）

1 前回出された意見

(1) 学校部活動の目的と地域移行後の活動の目的のちがいについて

ア スポーツ少年団としては、これまでのスタンスでの指導は可能だが、部活動の移行の受け皿という筋が違うように思う。

イ 地域移行に当たっては、普及と強化を分けて設置するのが理想

(2) 地域への移行（展開）の流れについて

ア 休日の移行後、段階的に平日の移行をしていくとあるが、休日と平日の活動の目的が異なることで子どもたちが混乱するのではないか。

イ 長野市や松本市のように、平日休日ともに同時移行とした方が良いのではないか。

ウ 部活動がいずれなくなるなら、早くやめて次の方針へ進んだ方が良いのではないか。

2 本日のテーマ

(1) 地域移行後の上田市が求める活動のあり方

ア 国の方針

(ア) 中学校部活動が今後地域移行（廃止）となります。

【休日⇒国：R7年度末、県：R8年度末、平日⇒国：R13年度末（予定）】

(イ) 中学生が部活動として、学校で行っている活動が出来なくなります。

国の方針とは言え、大変申し訳ないことですが、中学生が参加したい、参加出来る場を皆さんと一緒に考え作っていきたい。

イ 児童生徒の実状

(ア) 加入率は減少傾向にありますが、市内中学生の4人に3人（R4年度）が部活動に加入しています。

(イ) 小学校5・6年生の約6割（R5市教委調査）が中学校進学後、部活動に入りたいと希望しています。

また、現在の部活動にない活動を約2割が希望しています。（上位3位：バドミントン、ダンス、バンド）

ウ 地域移行の目的

(ア) 地域で学校の部活動を行うのではなく、部活動がなくなることにより、地域や学校でスポーツ・文化を体験し、生涯にわたって続けていける環境をどう作るかを、一緒に考えて欲しい。

(イ) 現在の学校部活動種目を残すことに限定するのではなく、部活動にない活動にも参加することを促したい。

上田市が目指したい姿

生徒の思いに沿った環境づくり《中学生の『やってみたい』を地域で紡ぐ》

○グループ1(もっとうまく、もっと強く、上の大会に出場したい) ⇒ 競技・技術力向上志向

① 既存活動団体がある種目 ⇒ 団体の活動に参加

※ 既存活動団体＝競技団体、総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ、個人塾等

② 既存活動団体がない種目、既存活動団体はあるが参加ハードルが高い種目 ⇒ 新たな活動場所を創出

※ 新たな活動場所のタイプ(別紙参照)

この部分を考えていきたい

A: 学校部活動の存続型

どのタイプを求めていくか

B: 転換型(学校単位部活動をそのままクラブ・保護者会等の運営に転換)

C: 展開型(複数の中学校生徒が参加できる新たな組織を立ち上げ、既存活動団体が指導者を派遣)

○グループ2(いろいろな活動を楽しみたい、友人と楽しく活動したい) ⇒ 競技・技術力普及志向

・既存活動団体の活動に参加

○グループ3(ゆっくり過ごしたい、休んでいたい)

・生徒が参加したいときに、参加できる既存活動団体を紹介

(2) 地域への移行(展開)の流れ

ア 国、県は休日、平日を分けて移行を推進するが、上田市は休日、平日の移行を一体的に進める。

イ 令和6年度を「制度設計期」、令和7年度を「展開準備期」、令和8年度を「展開推進期」とし、

令和8年度末を目途に、部活動が地域クラブ活動へ展開することを目指して取組を進めていく。

ウ なお、展開時期は一律に適用するのではなく、運動系、文化系などの種目や地域の実情に応じて弾力的に進めることとする。

エ 展開期間中は、学校部活動と新たな活動場所が併存することはやむを得ない。

3 今後の議題(残されている論点について)

(1) 新たな活動場所の創出に向けては、様々な課題があります。

具体的には、①新たな活動団体の運営主体、②運営に要する費用、③指導者確保と諸条件について

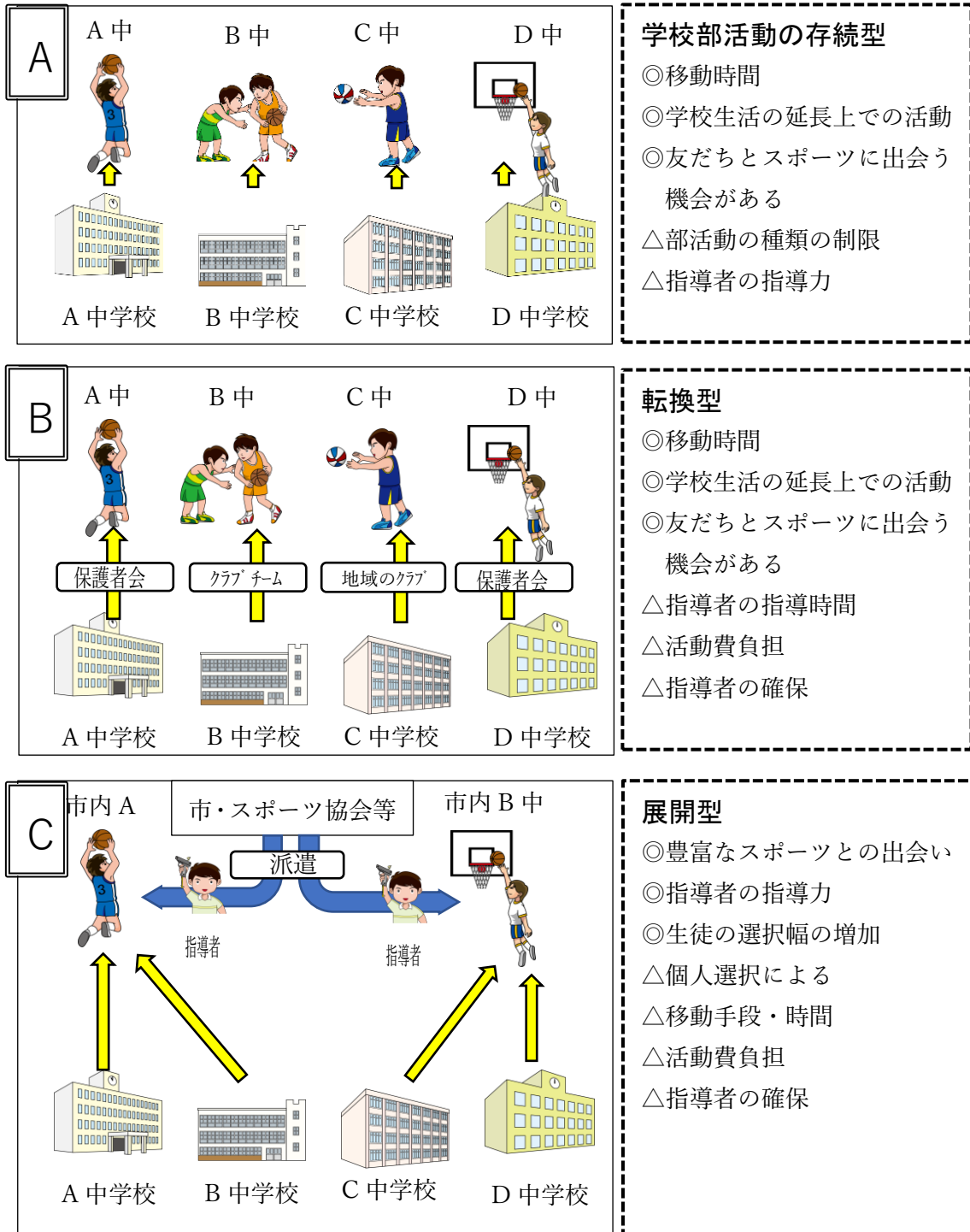
④受益者負担のあり方、⑤移動手段、⑥活動場所などが考えられます。

(2) 令和7年度に、上田市地域クラブ活動推進協議会の下部組織として部会(運動系、文化系など)を設け、課題に対する論点整理をしていくこととします。

(3) 本協議会としては、各部会からの報告を受け、全体の方針を決定していくこととします。

部活動地域展開の構想

令和9年度以降の部活動の地域展開



上田市立中学校に係る部活動の方針（案）

平成 3 0 年 6 月策定

平成 3 1 年 3 月改定

令和 ●年●月改定

上田市教育委員会

目次

I 方針の趣旨

1 策定の趣旨

2 本方針の適用範囲

II 学校部活動について

1 適切な運営のための体制整備

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

3 適切な休養日と活動時間等

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術の整備

5 部活動の地域連携

6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会

7 部活動の地域クラブ活動への移行

III 部活動の延長として行われる社会体育・文化活動について

IV 取組状況の把握と方針の見直し

I 方針の趣旨

I 策定の趣旨

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、体力や技能の向上、異年齢との交流の中での生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有しています。

また、生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ習慣を身に付けるとともに、仲間と互いに競い励まし協力するなかで、公正さと規律を学び態度や克己心を培うなど、生徒が心身ともに健やかに成長していくうえで重要な活動です。

しかしながら、中学生期のスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境は、少子化による生徒数の減少、専門性や活動経験の有無に関わらず教員が顧問を担う必要があるなど、従前の運営体制等では活動が困難な状況が生じています。

長野県教育委員会は、中学生期の適切なスポーツ活動のあるべき姿を示した、「長野県中学生期のスポーツ活動指針（以下「県活動指針」という。）」を平成 26 年 2 月に策定。市教育委員会では、「県活動指針」に沿って、平成 27 年度から上田市立中学校の部活動について指導してきました。

平成 30 年 3 月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定、『学校設置者は国のガイドラインに則り、県活動指針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を策定する。』を受け、市教育委員会は、平成 30 年 6 月に本方針を策定しました。

平成 30 年 12 月には文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定、『学校設置者は「設置する学校に係る文化部活動の方針」を策定する。』を受け、本来は運動部、文化部に分けて策定すべき方針を一本化し、平成 31 年 3 月に本方針を改定しました。

令和 4 年 12 月、国は従前の「ガイドライン」を全面的に見直した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「国ガイドライン」という。）」を策定。部活動改革と、新たな地域クラブ活動への移行の方向性を示しました。

長野県教育委員会は、国ガイドラインを踏まえ、子どもたちが多様な選択肢の中から自主的・自発的に、また、安心・安全に活動できるよう、令和 6 年 3 月に、従前の県活動指針を「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」と改め公表、長野県の中学生期のスポーツ・文化部活動の新たな姿を示しました。

これらの動向を受け、市教育委員会では、国ガイドライン及び県活動指針の策定を踏まえ、過渡期にある部活動の目指すべき姿を示すため、本方針を改定します。

中学生期の部活動が、生徒にとって望ましい実施環境となるよう、かかわるすべての者が本方針を踏まえて活動し、生徒の健やかな成長へと結びついていくことを願います。

2 本方針の適用範囲

本方針は、上田市立の中学校の部活動に適用します。

なお、本方針では「国ガイドライン」及び「県活動指針」を基に徹底していただきたい事項と、上田市内の中学校で申し合わせた事項を中心に策定しました。本方針に記載されていない事項については、「県活動指針」を遵守してください。

また、地域において実施されている既存のクラブ活動や民間のクラブにおいても、本方針の趣旨を踏まえ、適切で効果的な活動となるよう取組をお願いするものです。

Ⅱ 学校部活動について

Ⅰ 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に関する計画の策定等

ア 校長は、本方針に則り「学校の部活動に係る活動方針（以下「活動方針」という。）」を策定します。

イ 校長は、上記の活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表します。

ウ 部活動顧問は、活動方針に則った年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、当該部活動の生徒・保護者に情報提供します。

エ 部活動顧問は、年間活動計画等の作成に当たっては、次の点に留意します。

- ・生徒や保護者の思いを踏まえ作成するとともに、その内容について説明し、理解を得ること。
- ・年間を通じ、「トレーニング期、練習期」、「試合・大会期、コンクール等発表期」、「休養期」等に分けて、メリハリのある計画とすること。

オ 校長は、日常の活動においても必要な場合には適切な指示をすると共に、校内で部活動顧問同士の意見交換、指導の内容や方法の研究など、情報共有を図ります。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、市教育委員会や地域と連携し、部活動指導員や外部指導者などの指導者の確保に努め、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置します。

イ 市教育委員会は、校長からの配置要望を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置します。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いか

なる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行います。

ウ 校長は、部活動指導員が十分に確保できない場合には、外部指導者の配置に努めます。

エ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ります。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行います。

カ 市教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化芸術活動の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする学校部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行います。

キ 市教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、法令や「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

ク 市教育委員会は、部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、県教育委員会や地域のスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努めるほか、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、（スポーツ傷害・外傷の予防や文化部活動中の傷害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底します。特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」、文化部活動においては、平成 30 年 12 月に作成した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、また、下記（ア）、（イ）の指針等の取扱にも十分留意します。

（ア）熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）以下「JSPO」という」等を参考に、例えば熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートが発せられた当該地域時間帯における活動は原則として行わないように

し、必要に応じて活動する場合には冷房の効いた部屋に移動する等、適切に対処します。

- (イ) 重大事故の防止に向け、「頭頸部外傷事故発生時の対応フローチャート(長野県教育委員会)」を体育施設等に掲示し、安全に十分配慮して指導するとともに、脳しんとうを含む頭頸部損傷における競技への復帰に際しては、医師の診断を仰ぐ等、適切に対処します。

(2) 適切な指導の在り方

- ア 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ傷害のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、指導を行います。
- イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。
- ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行います。
- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のスポーツ・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、下記ク、ケに示した手引書や研修等を活用し、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら指導を行います。
- オ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、専門的知見を有する教員等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行います。
- カ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ・文化芸術活動を行う上で勝利や好成績を目指したり、今以上の水準や記録に挑戦したりすることは自然なことですが、そのみを重視した過度な活動とならないよう十分に留意します。
- キ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中学生期だけでなく、次のステージへ、そして生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動へとつなげていく責任を担っていることを自覚し、生徒の多様なニーズに応じるため、生徒との意見交換等を通じて生徒の実態に応

じた運営、生徒の主体性を尊重した活動の工夫をします。

ク 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、運営方法や指導方法を定期的に振り返りながら改善する等、柔軟な運営に努めます。

ケ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動指導者研修講座や部活動指導講習会等に積極的に参加します。

コ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、「運動部活動指導運営実践マニュアル集（長野県中学校体育連盟及び県教育委員会）」や、中央競技団（スポーツ競技の国内統括団体）が作成した運動部活動の指導手引書を活用し、合理的で効率のかつ効果的な指導を行います。

（3）部活動の充実に向けた地域との連携

ア 運動部活動においては、発育・発達段階にある中学生期の心身の成長に寄与する医科学的な知見に基づく指導を行うことが必要なため、スポーツドクター、アスレティックトレーナー、栄養士、カウンセラー等との連携を図ります。

イ 部活動顧問の状況や生徒のニーズ等によっては、優れた指導力を持つ地域指導者の協力を得て活動を行うことが、より効果的です。

3 適切な休養日と活動時間等

（1）心身の成長過程にある中学生期の部活動については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活をおくることができるよう、以下を基準とする。

ア 平日は少なくとも1日、土日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上上の休養日を設定する。（週当たり2日以上上の休養日）

イ 週末に練習試合や大会への参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないようにする。

ウ 長期休業中の休養日の設定は、休業期間中の半分以上とする。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外の多様な活動を行うことができよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

エ 平日の総活動時間は、2時間程度までとする。遅くとも午後7時までには活動を終わらせる。（「活動時間」とは、身体的な活動を行う時間であり、準備・片付け・ミーティング・会場への移動や試合前後の休憩・見学等は含まない。）

オ 学校の休業日（学期中の週末を含む。）の活動時間は、午前、午後にわたらないようにし、3時間程度とする。

カ 放課後の活動時間の確保を基本とし、朝の部活動は、原則として行わない。ただし、次の場合は例外として認める。

- ・冬期間で日没が早いため練習時間が確保できない時期
(10月から3月、または9月から2月)
- ・運動部活動において、中学校体育連盟主催大会の2週間前から行う調整程度の活動
- ・いずれの場合も、30分程度とし、1日の総活動時間の2時間以内に含める。

(2) 部活動の終了が日没後の場合は、生徒の安全な帰宅に配慮し、保護者の迎えが必要であることから、生徒や保護者に十分な説明をし、理解を得た上で行うこと。また、部活動の送迎の際の自動車事故については、運転者の自己責任になることを説明し承諾を得ること。

(3) 校長は、「学校部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本基準に則り、休養日及び活動時間等を設定します。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底します。

なお、休養日及び活動時間等の設定に当たっては、学校や地域の実態や、生徒・保護者のニーズ等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、文化部共通、学校全体の部活動休養日やオフシーズンの設定等のほか、本基準を逸脱しない範囲で、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、柔軟に活動することを検討します。

(4) 市教育委員会は、上記(3)に関し、適宜、支援や指導・是正を行います。

(5) 移行期においては、学校部活動と地域クラブ活動の両方で活動するケースや、多様な活動に参加する生徒もいることから、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の活動時間や内容を把握するとともに、指導者間で連携を図り、生徒の健康管理やニーズに配慮した活動になるよう努めます。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

(1) 校長は、市教育委員会や地域と協力し、学校の指導体制等に応じて、性別や障がいの有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行うことができる、次のような環境を整備します。

ア より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動を行う環境

イ 体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障がいの有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動を行う環境

- (2) 市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の学校部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教師もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないよう、当面、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進します。
- (3) 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をします。
- (4) 市教育委員会及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮します。

5 部活動の地域連携

- (1) 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境整備を進めます。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けます。
- (2) 市教育委員会及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の場を設けます。
- (3) 市教育委員会は、市スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、各分野の文化芸術団体等の関係団体と連携・協働し、適切な資質能力を身につけた指導者の確保や多様な運営団体・実施主体の確保など、地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に向けた取組を推進します。
- (4) 市教育委員会及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深め、休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やします。

- (5) 市教育委員会及び校長は、部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。
- (6) 市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ・文化芸術に親しめる場所が確保できるよう、学校施設等の開放を推進します。
- (7) 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のために教育、スポーツ・文化芸術環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促します。

6 スポーツ・文化芸術活動運営委員会

- (1) 市教育委員会は、設置する中学校の部活動が抱える課題や地域において実施されている社会体育活動との連携等について協議するため、スポーツ・文化芸術活動運営委員会を各中学校区に設置します。
- (2) スポーツ・文化芸術活動運営委員会は、教員、保護者のほか、スポーツ推進委員などの地域のスポーツ・文化芸術団体等の関係者、地域医療関係者、学校評議員、信州型コミュニティースクール運営委員など校外の関係者により組織します。
- (3) スポーツ・文化芸術活動運営委員会は、当該中学校の目標や方針等を踏まえた部活動の運営についての検討を行うほか、生徒の健康、顧問や部活動指導員、外部指導者の指導、地域において実施されている社会体育・文化活動との連携についても協議します。

7 部活動の地域クラブ活動への移行

- (1) 地域クラブ活動への移行の目的
 - ア 少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが困難になってきており、学校によっては存続が厳しい状況にあります。
 - イ こうしたことから、地域において「子どもたちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術に親しめる環境を構築すること」を目的として、部活動を地域クラブ活動に移行します。

- (2) 地域クラブ活動への移行の目途

~~県活動指針に則り、まずは、休日の部活動について令和8年度末を目途に地域クラブ活動に~~

~~移行します。また、平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討 実施します。~~

上田市では、令和 8 年（2026 年）度末を目途に、部活動が地域クラブ活動へ展開することを目指し取組を進めます。

なお、展開時期は一律に適用するのではなく、運動系、文化系などの種目や地域の実情に応じて弾力的に進めることとします。

（3）部活動の地域クラブ活動への移行に関する計画の策定

市教育委員会及び市は、部活動の地域クラブ活動への移行を推進するため、「上田市中学校部活動地域移行推進計画」を策定します。

Ⅲ 部活動の延長として行われる社会体育・文化活動について

学校週5日制が導入された際、部活動の練習時間をより長く確保することを目的に始められた「学校部活動の延長として行われている社会体育活動や社会文化活動（以下「延長部活動」という）は、

- ・ 活動の過熱化の一因ともなっており、長時間に及ぶ活動による生徒や家庭への負担、学習や家庭生活とのバランスを欠くといった問題がある。
- ・ 万が一の事故等が起こった場合は、その責任の所在が保護者や指導者にあるのか、または学校にあるのか、その判断が曖昧な状態にあることが指摘されている。
- ・ 部活動との関係性から、任意の参加であっても、参加せざるを得ない状況や雰囲気が指摘されている。

などから、延長部活動を廃止して、「学校管理下で行われる部活動」または「地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動」への移行を進めてきました。

今後、「部活動」は前記Ⅱ7により「地域クラブ活動」へ移行が進められることから、上記「地域において実施されている社会体育活動や社会文化活動」は「地域クラブ活動」に包含することとします。

Ⅳ 取組状況の把握と方針の見直し

市教育委員会は、本方針を踏まえた各中学校における部活動や地域クラブ活動の取組状況や実態を把握するとともに、国の動向や県活動指針などを注視し、必要に応じて本方針の見直しを行います。

上田市部活動地域移行推進計画（案）

令和〇年〇月

上田市・上田市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツや文化芸術活動に興味・関心のある同好の中学生が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（部活動顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきました。

また、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、中学生同士や中学生と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における中学生の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっています。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁においては、学校部活動の段階的な地域移行に関する検討を進め、令和４年（２０２２年）１２月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。このガイドラインでは、中学生の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、中学生や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備することが求められています。

また、長野県教育委員会では、令和６年（２０２４年）３月に「長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針」及び「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」を策定し、令和８年（２０２６年）度末を目途に、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行完了を目指すとしています。

本市においても、国のガイドラインの策定を受け、令和５年（２０２３年）１２月に「上田市地域クラブ推進協議会」を設置し、部活動の地域移行に向けて検討を開始しました。

部活動地域移行に関する、国・県の方針、「上田市立中学校に係る部活動の方針」及び「上田市地域クラブ推進協議会」での協議を踏まえる中で、部活動の地域移行を推進するための具体的施策を示すため、本計画を策定することとしました。

学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり中学生がスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しみ、楽しむことができる機会を確保していきます。

目 次

1 計画の位置づけ

2 計画の期間

3 上田市の現状

- (1) 少子化
- (2) 部活動加入率
- (3) 合同チームの状況
- (4) 教職員の長時間勤務
- (5) アンケート調査から見える思い

4 計画の目標

- (1) 基本目標
- (2) 基本方針

5 移行スケジュール

6 計画の推進体制

- (1) 上田市地域クラブ活動推進協議会
- (2) 計画の見直し
- (3) 情報の発信

1 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び長野県の「長野県地域クラブ活動推進ガイドライン」において求められる「市推進計画」として策定するものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和6年（2024年）を初年度とし、長野県が休日の部活動の地域クラブ活動への移行の目途としている令和8年（2026年）度末までとします。

3 上田市の現状

（1）少子化

本市においても、生徒数が減少しています。

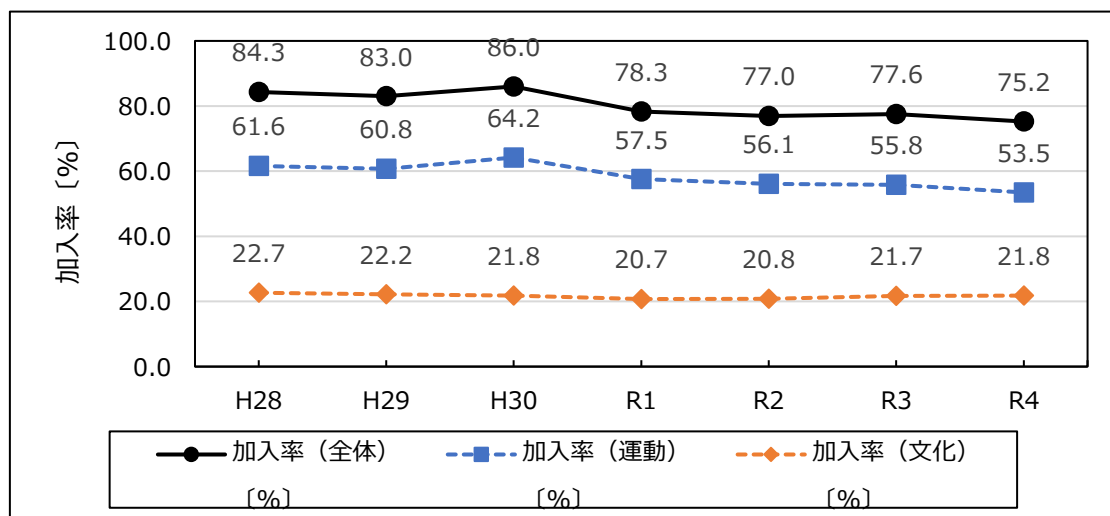
令和6年度の生徒数は3,777人で、8年前と比べ人数で581人、率で13.3%減少しています。

【上田市立中学生数（各年度5月1日現在） 単位：人】

年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
生徒数	4,358	4,280	4,204	4,123	4,044	3,960	3,862	3,808	3,777
前年比	▲27	▲78	▲76	▲81	▲79	▲84	▲98	▲54	▲31

（2）部活動加入率

部活動加入率は減少しています。特に運動系の加入率の減少が顕著です。



(3) 合同チームの状況

集団競技において学校単位で参加することが困難となっています。

【令和 6 年度中体連大会参加に係る合同チーム編成 ※上田市立中学校関連】

夏季東信大会（4 競技 6 チーム）	東信新人大会（4 競技 8 チーム）
1 軟式野球 ①三中・四中 ②一中・北御牧中 ③丸子中・依田窪南部中 2 サッカー 丸子中・丸子北中・依田窪南部中 3 女子バスケットボール 丸子中・依田窪南部中 4 女子バレーボール 丸子中・依田窪南部中	1 軟式野球 ①三中・塩田中 ②一中・北御牧中 2 サッカー ①丸子中・丸子北中・依田窪南部中 ②五中・真田中 ③二中・東部中 3 女子バスケットボール 五中・真田中 4 女子バレーボール ①三中・依田窪南部中 ②丸子中・丸子北中

(4) 教職員の長時間勤務

公立学校における教員の休日勤務時間を小学校と中学校で比較すると、中学校教員の方が 1 月あたり約 3 時間 30 分長くなっている。これは、休日の部活動指導や大会引率等が影響しているものと推測される。

（令和 4 年 9 月 長野県教育委員会義務教育課教職員の勤務時間等の調査より）

(5) アンケート調査から見える思い

上田市教育委員会では令和 5 年 12 月に「地域クラブ活動推進に係るアンケート調査」を実施しました。

（主な調査結果）

■児童生徒(小学校 5 年～中学校 2 年 回答総数 3,553/5,118 人 回答率 69.4%)

- ・学校部活動に入りたい/入っている人の割合は高く（小学生約 6 割/中学生約 8 割）、平日の部活動の需要は大きい。
- ・一方、休日の学校部活動の需要は小さく（全体の 3 割台）、休日は「ゆっくりしたい」「家族や友だちと遊びたい」と思っている人が多い。
- ・活動の中では「友だちと活動を楽しむこと」を大事にしている人が多い。

- ・学校部活動を希望する人の中でも、おおよそ半分は休日について「毎週」の活動を希望していない。
- ・休日の地域クラブ活動について「平日の学校部活動と同じ活動をしたい」人は3割台であり、新たな活動も期待されている。

- 学校部活動においては、成績上位・トップアスリートを目指すことよりも楽しむことが重要視されており、また、休日の活動の需要は小さい。
- 学校部活動を地域の活動へ移行するにあたっては、現在の活動をそのまま移行することが望まれているわけではない。

■保護者（上記、児童生徒の保護者 回答総数 3,118/5,118 人 回答率 60.9%）

- ・許容できる月謝は「3,000 円以下」が約 6 割を占める。
- ・送迎は「できない」「どちらかと言えばできない」が約 4 割
- ・期待することは「技能や体力に合わせた指導」「専門性の高い指導」や「参加するかどうか自分で決められること」「現在の部活動にない活動」などが多い。
- ・不安に感じることは「活動場所への移動」「費用負担」「指導」などが多い。

- 地域クラブ活動においては、参加するかどうかを選択できることや、個のレベルに合った活動、また、現在の部活動にない活動への期待が高く、現在の活動をそのまま移行することが望まれているわけではない。
- 費用負担や移動に関する不安が多く、支援について検討の必要がある。

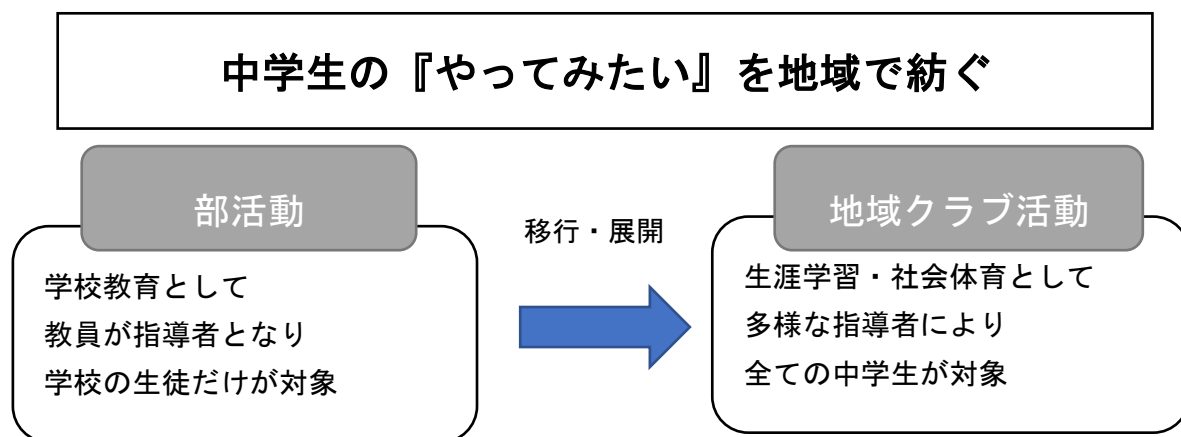
■中学校教員（回答総数 154/269 人 回答率 57.2%）

- ・休日の指導を希望する教員は少ない。

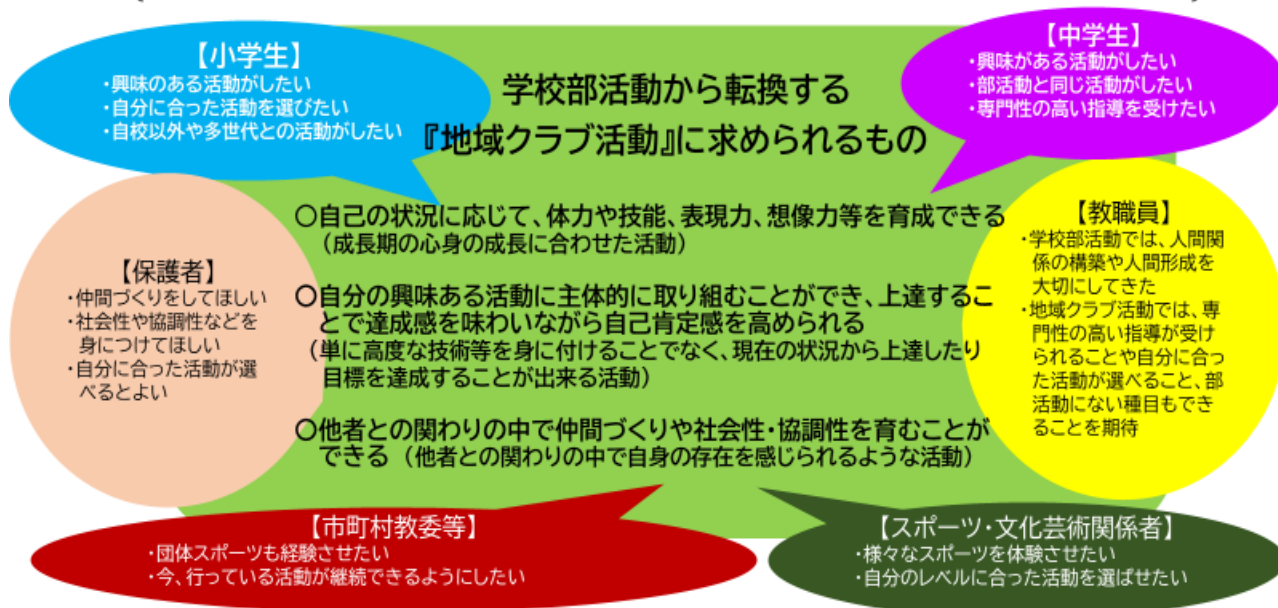
- 現在、休日において多くの教員が部活動指導にあたっている働き方には問題がある。
- 働き方改革の観点からも、休日は心身を休めていただき、教員の健康を守っていくことが必要

(1) 基本目標

「中学校部活動の地域クラブ活動への移行」という、戦後日本の学校教育における大きな改革を地域社会の変革のチャンスと捉え、これまで部活動が担っていた役割・機能を地域社会に移行・展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組めるよう、地域全体におけるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進めます。



〔 ○ 小学５・６年生、中学生、保護者、公立小中学校教職員へのアンケート結果（Ｒ５．６～７月）
○ 長野県地域スポーツ文化芸術活動推進連絡協議会での検討、市町村教委等との懇談・意見交換 〕 から導かれるもの



(2) 基本方針

基本目標を実現するため、基本方針を定め地域移行を推進します。

方針 1

学校部活動の学校・地域間連携の推進

学校部活動と地域で活動している人材や団体、他の中学校との連携を推進することで、活動機会の確保と活動内容の充実を図ります。

方針 2

生徒の多様なニーズに応える環境づくり

総合型地域スポーツクラブなど既存クラブ、先駆的に取り組んでいる活動団体等のノウハウや創意工夫をモデルに、生徒が主体的に多様な活動に親しむことができる環境づくりを進めます。

方針 3

適正な活動と持続可能な運営体制の構築

指導者研修などにより、安全で適正な指導の質を確保するとともに、受益者負担による自立的運営を継続できる仕組みを構築します。

方針 4

生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境整備

~~すべての~~生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境づくりを通じ、全世代の市民にとってのスポーツ・文化芸術活動の活性化を図ります。

5 移行スケジュール

国のガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間と位置付け、まずは、休日の部活動の地域移行を推進するとしています。一方、長野県教育委員会は、県の地域特性を鑑み、令和8年度までに休日部活動の地域移行を進めるとしています。

上田市では、~~長野県教育委員会のガイドラインに則り、令和8年(2026年)度末を目途に、まずは、休日の部活動を地域クラブ活動へ移行します。~~上田市地域クラブ活動推進協議会での協議において、「部活動と地域クラブ活動が混在することへの懸念」、「新たなスポーツ・文化芸術活動の環境を整えるには、休日と平日の一体的な推進が必要」との意見があり、休日と平日を分けず、令和8年(2026年)度末を目途に、部活動が地域クラブ活動へ展開することを目指し取組を進めます。

~~また、平日はできるところから移行を進め、平日の移行が難しい場合でも生徒の活動を保~~

~~障しつつ、教員の勤務時間外の部活動指導を減らす工夫を検討・実施します。~~

なお、**移行展開**時期は一律に適用するのではなく、**運動系、文化系などの**種目や地域の実情に応じて弾力的に進めることとします。

上田市では、地域クラブ活動の実施主体として、スポーツ協会、競技団体、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、文化少年団など、運営組織やノウハウ、指導者を備えている既存団体のほか、住民組織や保護者、民間事業者が新たに地域クラブを立ち上げ活動を開始することも想定されます。

学校部活動は各中学校が運営主体となっていますが、地域クラブ活動に移行した際は、これら実施主体と連携し、適正で持続可能な運営体制を構築し、会計処理、会場確保、指導者指導、安全管理等実務を行う、運営主体を設ける必要があります。

運営主体は、上田市地域クラブ活動推進協議会による協議で今後決定します。

令和6年度 制度設計期

- ・ 上田市部活動地域移行推進計画策定・公表
- ・ モデル事業の実施、検証
- ・ 学校間連携のたたき台作成、**たたき台を基に、関係団体への**協力依頼
- ・ 各種課題の論点別整理
- ・ 部活動指導員、外部指導者の配置
- ・ 地域クラブ活動移行の周知、協力依頼
- ・ 市ホームページに特設コーナー設置（以降、随時更新）

令和7年度 **移行** **展開**準備期

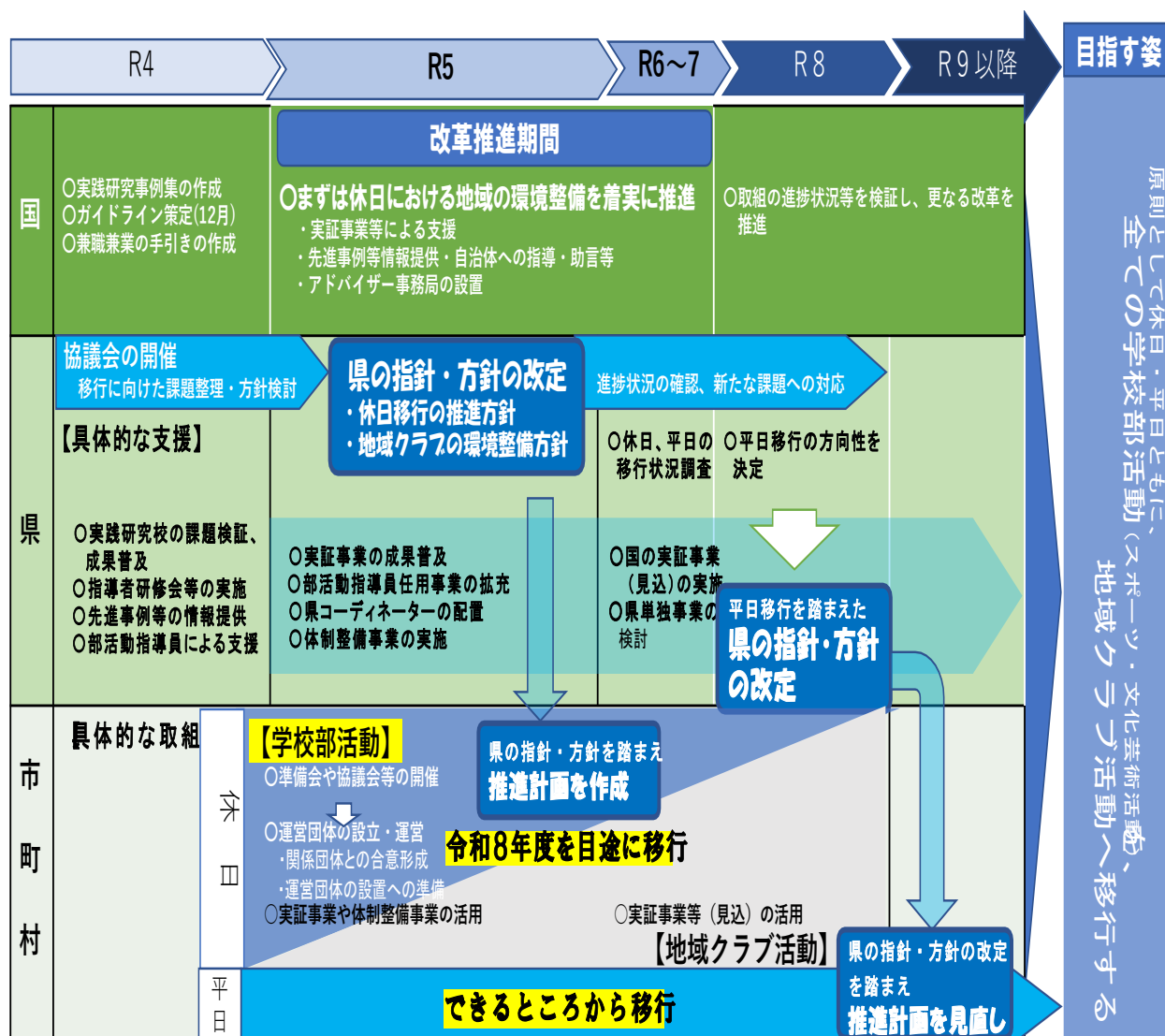
- ・ 先行地域、種目の地域クラブ活動開始
- ・ 事務局の設置、運営団体の決定
- ・ 各種課題に対する支援策の検討、一部実施
- ・ 地域クラブ活動ガイドライン策定
- ・ 地域、種目による地域クラブの設置状況の調整
- ・ モデル事業の実施、検証
- ・ 学校間連携の推進
- ・ 地域クラブの拡充（説明会開催）
- ・ 生徒のニーズに応じた新しい活動の場の立ち上げ

令和8年度 **休日移行** **展開**推進期

- ・ 地域クラブ活動の拡充、充実
- ・ 地域クラブの活動周知（広報、説明会）
- ・ 地域クラブ活動への入会
- ・ 各種支援策の実施
- ・ 指導者募集及び研修会の実施
- ・ 年度末までに全ての休日部活動を地域クラブ活動に移行展開
- ・ 県の指針改定、**休日移行地域展開**の検証により、**平日移行今後**の進め方を検討

~~（以降、準備が整った学校、種目から、平日部活動を、地域クラブ活動に移行）~~

〔参考：長野県教育委員会が示す地域クラブ活動への移行に向けた推進スケジュール〕



6 計画の推進体制

(1) 上田市地域クラブ活動推進協議会

上田市では、令和5年度から、中学校部活動の地域移行を円滑に進めるため、課題を検討し市の基本的な方針を協議することを目的に、有識者、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者で構成する移行検討協議会（名称：上田市地域クラブ活動推進協議会）を設置しています。

これまでに●回の協議会を開催し、今後も地域移行が完了するまで定期的に協議を重ねていきます。

<委員名簿>

いけだ やすし 池田 泰司	上田市教育委員会 元教育参事
こばやし くに あき 小林 邦朗	(一財) 上田市スポーツ協会
さいとう つよし 齋藤 毅	上田市校長会 塩田中学校 学校長
さ の まさ き 佐野 正樹	上田市スポーツ少年団
たか の ゆう こ 鷹野 優子	上田市文化少年団 上田コカリナ合奏団 さくらグループ
たきざわ りえ 瀧澤 利恵	上田市PTA連合会 第三中学校
たけ だ き いち 竹田 貴一	上田市文化芸術協会 日本将棋連盟 上田支部
はたけやま まさゆき 畠山 正幸	上田市校長会 第五中学校 学校長
みどりかわ あつし 緑川 篤	上田市長和町中学校組合 依田窪南部中学校 学校長
みやもと めぐ み 宮本 恵美	上田市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 NPO法人さなだスポーツクラブ
やまざき こうじょう 山崎 浩成	上田市PTA連合会 塩田西小学校

<開催経過>

回	開催日	協議内容
1	令和5年12月25日	国・県の状況報告、市アンケート結果報告
2	令和6年10月4日	上田市中学校部活動方針及び推進計画(案)協議
3	12月24日	上田市中学校部活動方針及び推進計画(案)協議
4	令和7年3月●日	

(2) 計画の見直し

本計画は、令和6年3月までに策定された、国及び長野県の指針・ガイドラインをもとに、上田市地域クラブ活動推進協議会での検討を重ね、本市の実情に合った移行計画として策定したものです。

今後、本計画を踏まえた部活動や地域クラブ活動の取組状況を把握するとともに、国や長野県の指針・ガイドラインが改訂された場合などには、必要に応じて見直しを行います。

(3) 情報の発信

本計画を踏まえた地域移行に関する検討状況や取組状況については、市ホームページに掲載するほか、様々な機会を捉え発信することとします。

国・県の動向と上田市の現状について

前回会議（令和 6 年 10 月 4 日）後の動向について報告します

1 国の動向

（1）部活動「地域移行」を「地域展開」に名称変更

- ・学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトをよりの確に表す。

（2）「改革実行期間」（令和 8 年度～令和 13 年度）の設定

- ・休日部活動の地域展開を推進する「改革推進期間」（令和 5 年度～令和 7 年度）の次期改革期間として、休日における部活動の地域展開等の確実な実行・定着や平日における改革に取り組む。

2 県の動向

（1）ふるさと納税の検討

- ・地域クラブの運営費等の財源確保策として、県直営のふるさと納税受付サイト「ガチなが」を通じた返礼品なしの寄附を募る。

（2）チラシ配布

- ・市内中学生及び小学校 5, 6 年生に配布

ア 地域クラブ活動指導・協力者募集チラシ

イ 部活動の地域移行に関する周知啓発リーフレット

3 上田市の動向

（1）東信地区スポーツ指導者連携会議

（2）上田市スポーツ協会会議

（3）県総括コーディネーター会議

（4）学校職員向け説明会（R7 年 1 月）

（5）令和 7 年度国実証事業の申請検討